



Nara Visitors Bureau

# ご旅行条件書(国内募集型企画旅行)

(13)その他当財団の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

## 5. 契約書面と日程表のお渡し

(1)当財団は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当財団の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は募集広告(パンフレット等)、本旅行条件書等により構成されます。お渡しした契約書面が旅行日程等が確定している場合は、改めて日程表等の書面はお渡ししません。

(2)本項(1)において旅行日程等が確定しない場合は、当財団はお客様に確定書面として、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることとなります。

## 6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当財団が指定する期日までにお支払いいただきます。また、当財団とお客様が第27項目に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金(申込金、追加代金として表示したものを含みます。)や第14項目に規定する取消料・違約料、第10項目に規定されている追加代金及び第13項目記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

## 7. 旅行代金について

(1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。

(2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日ご利用人数でご確認ください。

(3)旅行代金は、第3項の「申込金」、第4項(1)の「取消料」、第14項(4)の「違約料」、及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告(パンフレット等)における「旅行代金の計算方は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないがきりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。

(2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費。

(3)その他募集広告(パンフレット等)において、旅行代金に含まれる旨表示したもので、上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

## 9. 旅行代金に含まれないもの

前項(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- 超過手荷物料金(特定の重量、容量、個数を超える分について)。
- 空港施設使用料(募集広告(パンフレット等)に明示したものを除きます。)
- クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食・飲物の個人的な性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー(別途料金)の旅行料。
- 運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ等)。
- 自宅から発着地までの交通費・宿泊費等。

## 10. 追加代金

第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示したものを除きます。)

- 募集広告(パンフレット等)等で当財団が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金。
- 「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金。
- 募集広告(パンフレット等)等で当財団が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。
- 募集広告(パンフレット等)等で当財団が「スーパーシート追加代金」と称する航空席席のクラス変更に要する運賃差額。
- その他募集広告(パンフレット等)等で「×××追加代金」と称するもの(ストレートチェクイン追加代金、航空会社指定ご希望を承る旨募集広告(パンフレット等)等に記載した場合の追加代金等。)

## 11. 旅行契約内容の変更

当財団は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画にらぬ運送サービスの提供その他当財団の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当財団の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

## 12. 旅行代金の額の変更

当財団は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- 利用する運送機関の運賃、料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- 当財団は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされたときは、本項(1)の定めるところにより、その減少分だけ旅行代金を減額します。
- 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当財団はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- 第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払われなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われていたにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の

## 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 2. 募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、一般財団法人奈良県ビクターズビューロー(奈良県奈良市池之町3奈良県機沢3丁3階 奈良県知事登録旅行業第2-198号)(以下「当財団」といいます。)が企画・募集し実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当財団と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することとなります。

(2)当財団はお客様が当財団の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。

(3)旅行契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)、本旅行条件書、日程表及び、当財団旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当財団約款」といいます。)によります。

## 3. 旅行のお申込みと契約の成立時期

(1)当財団にて必要事項をお申し出のうえ、下記に記載した申込金を添えてお申込みいただきます。当財団業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当財団が契約の締結を承認し申込金を受領したときに成立するものといたします。

旅行代金	1万円未満	3万円未満	6万円未満	10万円未満	15万円未満	15万円以上
お申込金(おひとり)	3,000円	6,000円	12,000円	20,000円	30,000円	代金の20%

(2)①当財団は、電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることができます。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当財団の予約を承諾する旨の通知がお客様に到達した日の翌日から起算して3日以内にお申込内容を確認のうえ、申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当財団はお申込みがなかったものとして取り扱います。

②お客様が、旅行予約サイトで予約・決済を行う場合、第27項目の通信契約による旅行条件を適用し、第27項目(3)の定めにより契約が成立します。

(3)旅行契約は、電話によるお申込みの場合、本項(2)の①により申込金を当財団が受領したとき、また、郵便又はファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当財団の旅行契約を承諾する通知がお客様に到達したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第27項目(3)の定めにより契約が成立します。

(4)当財団は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

(5)契約責任者は、当財団が定める日までに、構成者の名簿を当財団に提出しなければなりません。契約責任者は、第25項による第三者提供が行われることについて、構成者本人の同意を得るものとしま。

(6)当財団は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(7)当財団は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 4. お申込み条件

(1)お申込み時点で20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。また旅行開始時点で15歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。

(2)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当財団の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(4)お客様が、当財団に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(5)お客様が、風説を流布したり、偽計や威力を用いて当財団の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(6)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・運動アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)。あらかじめ当財団からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。

(7)前号の申し出を受けた場合、当財団は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面ですれを申し出ていただくことがあります。

(8)当財団は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただきますこととなります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当財団がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様を負担とします。

(9)当財団は、本項(1)(2)(6)(7)(8)の場合で、当財団よりお客様にご連絡が必要な場合は、所定の日程以内にご連絡いたします。

(10)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態になったと当財団が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかわらず一切の費用はおお客様のご負担となります。

(11)お客様の都合により別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。

(12)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当財団が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当財団はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

(5)当財団は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を募集広告(パンフレット等)に記載した場合は、旅行契約の成立後に当財団の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## 13. お客様の交替

お客様は、当財団の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当財団に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発行に関わる費用を請求する場合もあります。)また契約上の地位の譲渡は、当財団が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当財団は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

## 14. 取消料

(1)旅行契約の成立後、お客様の都合で旅行をお取り消しになる場合には下記記載の取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に對する差額代金をそれぞれいただきます。旅行代金とは、各種キャンペーンなどの割引等が入る前の旅行代金の総額のことをいいます。

取消日		取消料(おひとり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	①21日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあっては11日目)	無料
	②20日目にあたる日から8日前までの解除(日帰り旅行にあっては10日目)	旅行代金の20%
	③7日目にあたる日から2日前までの解除	旅行代金の30%
	④旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	⑤旅行開始当日の解除	旅行代金の50%
	⑥旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

(2)当財団の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。

(3)第25項目に規定する個人情報利用目的に同意いただけないことを理由にお取り消しになる場合も、所定の取消料をお支払いいただきます。

(4)旅行代金が期日までに支払われないときは、当財団は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

(5)お客様の都合による出発日及びコースの変更、運送・宿泊機関等行程の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収受します。

## 15. 旅行開始前の解除

### (1)お客様の解除権

①お客様は第14項(1)に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、当財団の営業日、営業時間内にお受けします。

②お客様は次の項目に該当する場合は取消料なく旅行契約を解除することができます。

a.旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。

b.第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。

c.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

d.当財団がお客様に対し、第5項の(2)に記載の日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかつたとき。

e.当財団の責に帰すべき事由により、募集広告(パンフレット等)に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

### (2)当財団の解除権

①お客様が第6項(1)に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当財団は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

②次の項目に該当する場合は取消料なく旅行契約を解除することができます。

a.お客様が当財団のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b.お客様が第4項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。

c.お客様の病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

d.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

e.お客様が契約内容に関する合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

f.お客様の人数が募集広告(パンフレット等)に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止のご通知をいたしました。

g.スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当財団があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

h.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当財団の関与し得ない事由が生じた場合において、募集広告(パンフレット等)に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

③当財団は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻します。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻します。

## 16. 旅行開始後の解除

### (1)お客様の解除権

①お客様の都合により途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

